

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2026年 3 月16日	
【会社名】	株式会社ツクルバ	
【英訳名】	TSUKURUBA Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 野村 駿太郎	
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目 3 番14号 恵比寿SSビル	
【電話番号】	03-4400-2946	
【事務連絡者氏名】	上級執行役員CAO 小池 良平	
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目 3 番14号 恵比寿SSビル	
【電話番号】	03-4400-2946	
【事務連絡者氏名】	上級執行役員CAO 小池 良平	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	140,335,200円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)	

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	320,400株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 本有価証券届出書による募集(以下「本第三者割当増資」という。)は、2026年3月16日付の取締役会決議によります。

2. 当社と割当予定先である株式会社 PKSHA Technology (以下「PKSHA Technology社」又は「割当予定先」といいます。)は、2026年3月16日付で資本業務提携(以下「本資本業務提携」という。)に係る契約(以下「本資本業務提携契約」という。)を締結しております。本資本業務提携契約の概要については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (2) 割当予定先の選定理由」をご参照ください。

3. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	320,400株	140,335,200円	70,167,600円
一般募集	—	—	—
計(総発行株式)	320,400株	140,335,200円	70,167,600円

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、本新株発行に係る会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、本新株発行に係る会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は70,167,600円です。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
438円	219円	100株	2026年4月15日	—	2026年4月15日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本新株発行に係る会社法上の払込金額であり、資本組入額は、本新株発行に係る会社法上の増加する資本金の額であります。また、増加する資本準備金の額は1株あたり219円です。

3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書による届出書の効力発生後、当社とPKSHA Technology社との間で、本株式に係る総数引受契約を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとします。

4. 払込期日までにPKSHA Technology社との間で総数引受契約を締結しない場合、第三者割当による新株発行は行われないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ツクルバ	東京都渋谷区恵比寿四丁目3番14号 恵比寿SSビル

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 上野支店	東京都台東区上野五丁目25番11号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
140,335,200円	5,500,000円	134,835,200円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用、登記関連費用、その他手数料等の合計額であります。

(2) 【手取金の使途】

本株式の発行により調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
AI技術を活用したシステム開発費	50	2026年8月～2028年6月
販売用不動産の取得及びリノベーション費用に充当するための子会社貸付	84	2026年5月～2026年7月
合計	134	—

(注) 当社は本株式の払込みにより調達した資金を上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金にて安定的な資金管理を図る予定であります。

上記表中に記載された資金使途に関する詳細は以下のとおりです。

AI技術を活用したシステム開発費

当社が提供するカウカモは、サービス開始から10年間で、自社開発システム等による安定的なオペレーション基盤、蓄積した独自データの活用による顧客体験・商品力等を競合優位性として順調に成長しております。

これらの競合優位性を更に向上させるため、近年目覚ましい進化を遂げているAI技術の活用を推進します。具体的には、AIを活用した営業プロセスにおける生産性向上・安定化、独自データとAIを組み合わせることによる物件提案品質の向上に向けた開発費等（一部業務の委託先はPKSHA Technology社を予定しています。）に50百万円を充当します。これらの取組を通じて、顧客基盤の拡大及び取引件数の効率的かつ安定的な拡大を目指します。

販売用不動産の取得及びリノベーション費用に充当するための子会社貸付

当社グループが展開するカウカモ事業において、自社企画商品に対する顧客ニーズが拡大しております。自社企画商品は、当社グループで市場より中古住宅を買い取り、リノベーション等の企画・開発を行った上で顧客に販売するスキームであり、販売用不動産の取得代金及びリノベーション費用のための資金が必要となります。自社企画商品を継続的に拡大するためには、財務基盤の強化（運転資本に充当する現預金の確保並びにそれを可能にする自己資本の増強）が不可欠であると認識しております。自社企画商品に関して拡大する顧客ニーズに対応

するため、自社企画商品を提供する株式会社ツクルバボックス（連結子会社）へ差引手取概算金からシステム開発費を除いた全額を貸付け、当該貸付金を販売用不動産の取得代金及びリノベーション費用に充当します。これにより、自社企画商品の更なる拡大を目指します。

第２ 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係

a．割当予定先の概要	名称	株式会社PKSHA Technology	
	本店所在地	東京都文京区本郷二丁目35番10号 本郷瀬川ビル4F	
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 第13期(自2024年10月1日乃至2025年9月30日) 2025年12月22日に関東財務局長に提出	
b．提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	割当予定先において普通株式54,700株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、「住まいの『もつ』を自由に。『かえる』を何度でも。」を事業ビジョンに掲げ、情報通信技術、デザインを高次に融合させることで、誰もが個性豊かな生き方を実現できる仕組みを提供すべく事業活動を行っております。当社はカウカモ事業のみの単一セグメントであり、同事業では、ITを活用した中古・リノベーション住宅流通プラットフォーム「cowcamo（以下、「カウカモ」といいます。）」において、オンラインメディアを通じた物件情報流通サービス、自社エージェント（１）による売買仲介サービス、定額パッケージも含めたりノベーションサービス、自社企画商品の開発・販売を主なサービスとして提供しております。

同事業の特徴は、中古住宅流通のバリューチェーン（２）を、テクノロジーを用いて統合している点にあります。既存の中古住宅の流通構造においては、売主から物件を媒介もしくは買取り販売するプロセス、買主向けに物件情報を掲載する情報流通のプロセス、買主が中古住宅を購入するプロセス、購入後に買主希望に応じて住宅リノベーションを提供するプロセスなどが、それぞれ別個の事業者に分散しています。これら一連のプロセスを、テクノロジーの活用と徹底したユーザー視点で統合することによって、一貫した顧客体験を提供し、市場獲得と構造的な高収益モデルを両立することを目指しております。なお、2026年2月末時点で、カウカモの会員数は60万人を突破し、顧客基盤・取引件数ともに安定して拡大しております。

これらの特徴を更に洗練し、競合優位性を高めていくには、バリューチェーン全体における一連のオペレーションの最適化・効率化、顧客ニーズや物件のデザイン、取引データなどの独自データの活用が重要な要因となると認識しております。

オペレーションの最適化・効率化につきましては、一連の業務フローにおいて自社開発したシステムを活用することにより、高い生産性と顧客満足度の両立を図っております。具体的には、顧客の個別的な嗜好性や住まい探しの状況を一元的に把握・管理することが可能な顧客管理システム、エージェントによる顧客への提案支援、顧客とのアポイントメント管理、業務の優先度管理等を支援する業務支援システム、顧客とのコミュニケーションを円滑化・効率化するチャットアプリなど、一連の業務フローが全て自社開発プロダクトによりシステム化されております。これにより、各々の業務プロセスにおいて高い生産性を実現するとともに、非熟練者でもオペレーションを遂行できることから事業拡大に柔軟に対応可能な組織の拡張性を実現していると考えております。

独自データ活用につきましては、メディアサービス、エージェントサービスを通じて、顧客ニーズやリノベーションのデザイン、物件・取引情報等の多数のデータを蓄積しております。これらのデータを解析・活用することで、ユーザーのニーズの分析や、最適なりノベーション企画の立案、販売価格の推計等が可能となります。当事業ではこれらを応用し、自社アプリケーション内でのユーザーへの物件情報提供や、自社企画商品の開発・販売を行っております。

加えて、近年のAI技術の進化により、当社がこれまで蓄積してきたオペレーション基盤や独自データ活用について、更に強化できる可能性が高まっております。具体的には、オペレーション基盤においては、AIを自社エージェ

ントの業務支援として活用することによる生産性の向上、独自データ活用においては、AI活用によるユーザーに対する物件・リノベーション商品のマッチング精度の向上等が考えられます。AI技術の活用は、当社の競合優位性の強化と事業成長の加速並びに企業価値の向上に不可欠であると認識しております。

一方、PKSHA Technology社は、「未来のソフトウェアを形にする」というミッションのもと、自然言語処理、画像認識、機械学習/深層学習技術を用いたアルゴリズムの研究開発、ソリューション提供、プロダクトの拡販による社会実装を進めている東証プライム市場上場企業であります。パートナー企業のニーズに合わせて共同研究開発からソリューションの提供までを一気通貫で実施するAI Research & Solution事業及びAI Research & Solution事業におけるアルゴリズムの開発成果をもとに、汎用的なニーズに対応するAI SaaSプロダクトを販売するAI SaaS事業及び、AI Research & Solution事業・AI SaaS事業における開発成果やプロダクトの知見を活かした多様な領域向けのAIエージェントによってプロフェッショナル人材の能力を拡張（エンパワー）して顧客への価値提供を行うAI Powered Worker事業を展開しております。顧客基盤は幅広く、エンタープライズ企業中心に4,600社への支援実績（2026年9月期第1四半期決算説明資料より）を有しており、国内有数の実装・開発力を具備した日本を代表するAI企業であります。

ソフトウェア・テクノロジーの高度な知見を有したPKSHA Technology社は、当社新規上場前からの株主であり、継続的な情報交換を行って参りました。2026年1月末よりPKSHA Technology社と意見交換及び協業領域の可能性について協議を進めていた中で、PKSHA Technology社より協業効果を最大化させるため、当社株式を一定数保有するとの意向が示されました。当社といたしましては、以前よりAI技術の活用を検討してきた背景もあり、PKSHA Technology社との協業イメージが合致したことから、当社の企業価値向上に資すると判断し、この提案を受け入れ、資本業務提携を行うことといたしました。

[用語説明]

（１）エージェント

エージェントとは、顧客の住まい探しから物件購入における仲介業務を行う不動産仲介者のこと。

（２）バリューチェーン

バリューチェーンとは、一連の事業活動を、個々の工程の集合体ではなく価値の連鎖として捉えること。

本資本業務提携実施においては、第三者割当の方法により320,400株（議決権割合（ ）2.69％）をPKSHA Technology社に対して割当てます。割当株式数及び本資本提携の方法については、上記「第1募集要項 4 新規発行による手取金の使途（２）手取金の使途」に記載の資金需要を充足すること、PKSHA Technology社との十分な提携効果実現のための資本関係の構築、及び既存株主の皆様への希薄化影響の最小化を総合的に判断し、上記数量の第三者割当てによる新株式発行に加え、既存株主からの売却を組み合わせることといたしました。既存株主からの売却につきましては、本件決議日である2026年3月16日市場内立会外取引（ToSTNeT-1）を通じ当社の創業者である中村 真広氏が450,500株（議決権割合3.78％）、及び同氏資産管理会社である合同会社エムが、389,500株（議決権割合3.27％）をPKSHA Technology社に譲渡することを合意しております。決済予定日は、2026年3月18日です。

結果として、PKSHA Technology社の当社の所有議決権数の割合が10.19％となり、新たに主要株主となります。なお、割当予定先からの役員派遣の予定はございません。

本資本業務提携における業務提携の概要は以下のとおりです。

- PKSHA Technology社の先端的なAI技術を活用し、営業活動における生産性の向上、物件とユーザーの最適なマッチング精度の向上等の領域における機能開発を実施すること
- 不動産・建設領域における当社のサービス及び知見を活用した、当該領域におけるAIソリューション及びAI SaaSの共同開発

（ ）議決権割合については、本第三者割当後の発行済株式総数に対する所有議決権数（2026年1月31日現在の議決権数（113,982個）に、2026年2月10日付の自己株式処分（2,070個）及び2026年3月13日までの間に行われた新株予約権の行使、本第三者割当増資により増加する議決権数（3,204個）を加算した119,272個）に対する割合であります。

(3) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 320,400株

(4) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先より、本第三者割当による株式の取得は当社との関係強化を目的とした投資であり、中長期的に継続して保有する方針であることを確認しております。当社は割当予定先より、払込期日から2年以内に本第三者割当により取得する当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が2025年12月22日に関東財務局長に提出した第13期有価証券報告書における連結貸借対照表及び2026年2月12日付の2026年9月期第1四半期決算短信〔ＩＦＲＳ〕（連結）における要約四半期連結財政状態計算書により、本第三者割当増資の払込みについて十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認しております。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先は、東京証券取引所プライム市場に上場しており、同社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日2025年12月24日）に記載されている「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」を東京証券取引所のホームページにて確認することにより、当社は、割当予定先及び同社の役員が反社会的勢力とは一切関係がないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

当社普通株式に譲渡制限は付されていません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本第三者割当増資の払込金額は、資本業務提携の相手方である割当予定先と協議・交渉を経た上で、438円と決定いたしました。

当該払込金額は、本第三者割当増資の決定に係る取締役会決議日（以下「本取締役会決議日」という。）の直前営業日（2026年3月13日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値としています。

なお、上記払込金額は、本取締役会決議日の直前1ヶ月（2026年2月16日から2026年3月13日）間の東京証券取引所グロース市場における当社の普通株式の終値の単純平均である441円に対し0.68%のディスカウント、本取締役会決議日の直前3ヶ月（2025年12月16日から2026年3月13日）間の東京証券取引所グロース市場における当社の普通株式の終値の単純平均である449円に対し2.45%のディスカウント、本取締役会決議日の直前6ヶ月間（2025年9月16日から2026年3月13日）の東京証券取引所グロース市場における当社の普通株式の終値の単純平均値である487円に対し10.06%のディスカウントとなっており、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであって、当社としては、割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

また、2026年3月16日付の本第三者割当増資に係る取締役会決議に際して、当社監査等委員会（うち社外監査等委員3名）は、当該払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、特になしと判断しております。

(2) 発行数量並びに株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本第三者割当において割り当てる当社株式の数は320,400株（議決権数3,204個）の予定であり、その希薄化率は、2026年1月31日現在の発行済株式総数11,736,200株（2026年1月31日現在の総議決権数113,982個）に対して2.73%（議決権比率2.81%）、2026年2月10日付の自己株式の処分数207,000株（議決権数2,070個）と通算すると、2026年1月31日現在の発行済株式総数11,736,200株（2026年1月31日現在の総議決権数113,982個）に対して4.49%（議決権比率4.63%）となり、一定の希薄化が生じます。

しかしながら、上記「1 割当予定先の状況（2）割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社は、本第三者割当増資及びこれを通じた割当予定先との本資本業務提携のもと、割当予定先グループが有するノウハウの活用により早期に高い事業シナジー効果を獲得するとともに、本第三者割当増資によって調達した資金によりプロダクトの開発・改善や、子会社における仕入れ用資金への充当等の戦略的な成長投資を迅速に実行することにより、当社の中長期的な企業価値の最大化と株主利益の増進に資すると考えており、本第三者割当増資による株式の希薄化は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

所有株式数別

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の発行 済株式(自己株 式を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
村上浩輝	東京都世田谷区	2,182,600	19.14	2,182,600	18.30
株 式 会 社 PKSHA Technology	東京都文京区本郷二丁目 35番10号	54,700	0.48	1,215,100	10.19
株式会社エイチ	東京都渋谷区恵比寿西一 丁目36番2号	1,167,500	10.24	1,167,500	9.79
株式会社ワングローブ キャピタル	東京都品川区西五反田一 丁目11番1号	901,500	7.91	901,500	7.56
株式会社日本カストディ 銀行（証券投資信託口）	東京都中央区晴海一丁目 8番12号	825,100	7.24	825,100	6.92
竹内真	東京都港区	503,000	4.41	700,000	5.87
合同会社エム	東京都渋谷区恵比寿西一 丁目36番2号	885,000	7.76	495,500	4.15
イーストベンチャーズ投 資事業有限責任組合	東京都港区六本木四丁目 2番45号	350,000	3.07	350,000	2.93
中村真広	神奈川県相模原市緑区	800,500	7.02	350,000	2.93
佐護勝紀	東京都港区	250,000	2.19	250,000	2.10
計	—	7,919,900	69.46	8,437,300	70.74

所有議決権数別

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 議決権数 (個)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
村上浩輝	東京都世田谷区	21,826	19.15	21,826	18.30
株 式 会 社 PKSHA Technology	東京都文京区本郷二丁目 35番10号	547	0.48	12,151	10.19
株式会社エイチ	東京都渋谷区恵比寿西一 丁目36-2	11,675	10.24	11,675	9.79
株式会社ワングローブ キャピタル	東京都品川区西五反田一 丁目11番1号	9,015	7.91	9,015	7.56
株式会社日本カストディ 銀行（証券投資信託口）	東京都中央区晴海一丁目 8番12号	8,251	7.24	8,251	6.92
竹内真	東京都港区	5,030	4.41	7,000	5.87
合同会社エム	東京都渋谷区恵比寿西一 丁目36番2号	8,850	7.76	4,955	4.15
イーストベンチャーズ投 資事業有限責任組合	東京都港区六本木四丁目 2番45号	3,500	3.07	3,500	2.93
中村真広	神奈川県相模原市緑区	8,005	7.02	3,500	2.93
佐護勝紀	東京都港区	2,500	2.19	2,500	2.10
計	—	79,199	69.47	84,373	70.74

(注) 1 所有株式数、所有議決権数、発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合、及び総議決権数に対する所有議決権数の割合については2026年1月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合及び割当後の発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合、並びに、総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

3 割当後の発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2026年1月31日現在の発行済株式の総数（11,400,491株）に、2026年2月10日付の自己株式処分により増加した株式数（207,000株）及び2026年3月13日までの間に行われた新株予約権の行使、本第三者割当増資により増加する株式数（320,400株）を加算した11,929,491株に対する割合であります。

4 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2026年1月31日現在の議決権数（113,982個）に、2026年2月10日付の自己株式処分により増加した議決権数（2,070個）及び2026年3月13日までの間に行われた新株予約権の行使、本第三者割当増資により増加する議決権数（3,204個）を加算した119,272個に対する割合であります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書(第14期（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2026年3月16日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2026年3月16日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第14期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2026年3月16日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2025年10月30日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2025年10月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年10月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

定款第23条(取締役会の招集権者及び議長)の取締役会の招集権者及び議長について、代表取締役以外の取締役においても務めることができるよう、変更をするものです。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

野村駿太郎、北原寛司、竹内真、小林賢治、福島良典の5名を取締役(監査等委員である取締役を除く。)として選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

西浦千栄子、石本忠次、木村勇人の3名を監査等委員である取締役として選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

坂下尚弥を補欠の監査等委員である取締役として選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	77,186	223	0	(注) 1	可決 98.481
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名 選任の件					
野村駿太郎	77,212	197	0	(注) 2	可決 98.514
北原寛司	69,949	7,460	0		可決 89.247
竹内真	77,212	197	0		可決 98.514
小林賢治	77,200	209	0		可決 98.499
福島良典	69,955	7,454	0		可決 89.255
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
西浦千栄子	77,280	129	0	(注) 2	可決 98.601
石本忠次	77,255	154	0		可決 98.569
木村勇人	77,254	155	0		可決 98.568
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件					
坂下尚弥	77,250	159	0	(注) 2	可決 98.563

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2026年1月30日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の特定子会社である株式会社ツクルバボックスは、2026年1月30日付で財務上の特約が付された当座貸越契約(以下、「本契約」といいます。)を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 本契約の締結をした年月日

2026年1月30日

(2) 本契約の相手方の属性

都市銀行

(3) 本契約に係る債務の元本の額及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容

契約形態	当座貸越
債務の元本の額(最大)	1,000百万円
本契約の取引期限	2027年 1 月30日
個別貸越の取引期限	12ヶ月以内
資金使途	中古マンションの区分所有物件の購入資金
担保の内容	対象物件に対し、貸付人を単独第一順位とする抵当権(仮登記) 当社(株式会社ツクルバ)の連帯保証

(4) 財務上の特約の内容

2026年 7 月決算期を初回とする各年度決算期の末日における連帯保証人の連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2025年 7 月期又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の70%以上に維持すること

2026年 7 月決算期を初回とする各年度決算期の末日における連帯保証人の連結の損益計算書において、2 期連続で経常利益の金額をマイナスとしないこと

2026年 7 月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書及び単体の貸借対照表において、以下の計算式の基準が 8 を上回らないこと

基準値 = (貸借対照表上の販売用不動産と仕掛販売用不動産の合計) ÷ (損益計算書上の売上高合計 ÷ 12)

第 3 資本金の増減について

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第14期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2026年 3 月16日)までの間における資本金等の増減は以下のとおりです。

年月日	発行済株式総数		資本金		資本準備金	
	増減数(株)	残高(株)	増減額(円)	残高(千円)	増減額(円)	残高(千円)
2025 年 11 月 [1 日 ~ 30 日] (注) 1	800	11,736,200	266,400	23,072,177	266,400	23,072,176
2026 年 2 月 [1 日 ~ 28 日] (注) 2	1,600	11,737,800	625,120	23,697,297	625,119	23,697,295

(注) 1. 新株予約権の行使により、発行済株式総数が800株、資本金及び資本準備金がそれぞれ266,400円増加しています。

2. 新株予約券の行使により、発行済み株式総数が1,600株、資本金が625,120円、資本準備金が625,119円増加しております。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第14期)	自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日	2025年10月29日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第15期)	自 2025年 8 月 1 日 至 2026年 2 月28日	2026年 3 月16日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(E D I N E T)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1 に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年10月29日

株式会社ツクルバ
取締役会 御中

和泉監査法人

東京都新宿区

代表社員 業務執行社員	公認会計士	松	藤	悠
代表社員 業務執行社員	公認会計士	飯	田	博 士
業務執行社員	公認会計士	秦	昌	幸

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツクルバの2024年8月1日から2025年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツクルバ及び連結子会社の2025年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
株式会社ツクルバの2025年7月31日に終了する連結会計年度の連結財務諸表において、注記事項「（重要な会計上の見積り）１．販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価」に記載されているとおり、販売用不動産1,642,413千円及び仕掛販売用不動産1,837,075千円が計上されており、これらの合計金額は総資産の56.7%を占めている。 販売用不動産の評価については、注記事項「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）４．会計方針に関する事項（１）重要な資産の評価基準及び評価方法 棚卸資産 a販売用不動産及びb仕掛販売用不動産」に記載されているとおり、個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定している。また、収益性の低下に係る正味売却価額の見積りの基礎となる販売見込額については、注記事項「（重要な会計上の見積り）１．販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価」に記載されているとおり、近隣の取引事例や直近の販売実績などを考慮し、算定されている。 販売用不動産及び仕掛販売用不動産の正味売却価額の基礎となる販売見込額については、近隣の取引事例や直近の販売実績などを考慮し算定されるが、物件自体に個別性が高く、リノベーションの実施による不動産価値の増加も想定していることもある。そのため、販売見込額の算定には、見積りに関する高い不確実性を伴う経営者の主観的な判断が存在する。 以上から、当監査法人は、販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。	当監査法人は、販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。 （１）内部統制の評価 販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、関連部門が算定した正味売却価額の基礎となる販売見込額について、不合理な仮定が採用されることを防止又は発見するための管理部門による査閲に焦点を当てた。 （２）販売見込額の見積りの合理性の評価 正味売却価額の基礎となる販売見込額に含まれる主要な仮定の合理性を評価するため、その根拠について関連部門に対して質問するとともに、主に以下の監査手続を実施した。 ・ 会社が採用する正味売却価額の基礎となる販売見込額の算定方針について、会計基準の要求事項等を踏まえ、その合理性を評価した。 ・ 近隣の取引事例や直近の販売実績又は外部機関が公表している物件の販売価格と比較し、経営者の見積りの合理性を評価した。 ・ 当連結会計年度の販売物件について、実際販売額を前期末における販売見込額と比較し、経営者による見積りの合理性を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ツクルバの2025年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ツクルバが2025年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）監査の状況に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月29日

株式会社ツクルバ
取締役会 御中

和泉監査法人
東京都新宿区
代表社員
業務執行社員 公認会計士 松 藤 悠
代表社員
業務執行社員 公認会計士 飯 田 博 士
業務執行社員 公認会計士 秦 昌 幸

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツクルバの2024年8月1日から2025年7月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツクルバの2025年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価に関する判断の妥当性
株式会社ツクルバの2025年7月31日に終了する事業年度の財務諸表において、注記事項「（重要な会計上の見積り）1．販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価」に記載されているとおり、販売用不動産261,202千円及び仕掛販売用不動産298,729千円が計上されており、これらの合計金額は総資産の13.6%を占めている。 当該事項について、監査人が監査上の主要な検討事項と決定した理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価に関する判断の妥当性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監

査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年3月16日

株式会社ツクルバ
取締役会 御中

和泉監査法人

東京都新宿区

代表社員

業務執行社員

公認会計士

松藤 悠

業務執行社員

公認会計士

秦 昌幸

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツクルバの2025年8月1日から2026年7月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年8月1日から2026年1月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツクルバ及び連結子会社の2026年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続でき

なくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) １．上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。